

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の
一部を改正する政令案の概要

令和7年3月
法務省矯正局

1 改正の趣旨

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）の一部の施行に伴い、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第494条の5の規定により拘置されている者の釈放の事由を定める改正を行うものである。

2 改正の概要

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第173条等の規定に基づき、受刑者及び被勾留者以外の被収容者等の釈放の事由を定めた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）第23条について、刑事訴訟法第494条の5の規定により拘置されている者の釈放の事由を定める改正を行うものである。

3 施行期日

刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（公布の日（令和5年5月17日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）